

水循環基本計画の見直しに向けて

内閣官房 水循環政策本部事務局
平成30年10月9日



- 水循環基本法第13条において、水循環基本計画はおおむね5年毎に見直しを行い、必要な変更を加えるものとしている。
- 2015(平成27)年7月に閣議決定された水循環基本計画は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ見直しを行い2020年に改定を予定している。

水循環基本法 第13条

政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画を定めなければならない。

水循環基本計画に定める事項

- ・水循環に関する施策についての基本的な方針
- ・水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ・水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

水循環基本計画の見直し

政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

- 水循環基本計画の見直しに関しては、有識者による会議を設置し、水循環に関する各分野における専門的意見を伺い、重点的に取り組む施策等について議論していく。

水循環をめぐる状況

- ・平成26年に水循環基本法が施行されて以降、様々な取組が進む一方で、洪水や渇水をはじめとする地域における水循環に関する課題は依然として残されている。
- ・さらに今後の気候変動の影響による異常少雨や降水量の変動幅の増大などの影響により、渇水や洪水リスクが高まるなど、水循環を取り巻く環境の変化による新たな課題が発生することも懸念されている。
- ・そのような中、健全な水循環の維持・回復をしていくためには、各施策の推進とともに地域における流域マネジメントの更なる推進が不可欠。



2020年の基本計画見直しに向けて

これまでの水循環施策のレビューを実施するとともに、水循環に関する各分野の有識者による会議を設置し、専門的意見を伺いながら、重点的に取り組む施策や追加すべき新たな視点等について議論することとした。

水循環基本計画の見直しに向けて ～今後のスケジュール(案)～

水循環基本計画見直しスケジュール(案)

| 内容 | 2018年度 | | | | 2019年度 | | | | 2020年度 | |
|-------------------|--------------|------------------|-----------|----|--------|----------|----------------|----|--------|---------------------|
| | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 |
| 水循環政策本部 | | | | | | | | | | 本部会合 (計画決定) ▲ |
| 本部幹事会等 | | 幹事会 △ 9/11 | | | | 幹事会 △ | | | | 幹事会 △ |
| 水循環施策の推進に関する有識者会議 | | | △ 10/9 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 本部事務局 | 施策レビュー・方向性検討 | | | | | 詳細検討・調整 | | | | |
| その他有識者 | | | | | | | 幅広く意見 ヒアリング | △ | | |
| 一般 (パブリックコメント) | | | | | | | | | △ | |

水循環基本計画見直し

水循環基本計画の見直しに向けて ～今後のスケジュール(案)～

- 基本計画閣議決定以降、政府として特に全国の流域マネジメントの推進・普及のための取組に注力。
- 今後、将来の我が国の水循環の目指す姿を見越した上で、次期計画期間に加速すべき重点施策を検討する。

今後の有識者会議での検討内容のイメージ

